

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号
三菱倉庫株式会社
取締役社長 松 井 明 生

第213回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 213 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類(44 頁から 52 頁)をご検討下さいまして、平成 28 年 6 月 28 日(火曜日)午後 5 時までには到着するよう議決権行使書をご返送下さるか、平成 28 年 6 月 28 日(火曜日)午後 5 時までにはインターネット等によって議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

(インターネット等による議決権行使の方法等につきましては、53 頁をご参照下さい。)

敬 具

記

- 1 日 時 平成 28 年 6 月 29 日(水曜日)午前 10 時
- 2 場 所 東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号 日本橋ダイヤビルディング 当社本店
- 3 目的事項
 - 報告事項 1. 第 213 期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第 213 期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役 14 名選任の件
- 第 3 号議案 監査役 2 名選任の件
- 第 4 号議案 取締役賞与支給の件

4 議決権の行使について

- (1) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) 当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

以 上

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社ホームページの「IR情報」(<http://www.mitsubishi-logistics.co.jp/ir/>)に掲載いたします。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当期の世界経済は、中国で景気が緩やかに減速するなど弱さがみられるものの、米国では景気回復が続き、欧州でも景気は緩やかに回復しました。またわが国経済は、弱さもみられるものの、雇用情勢が改善し、設備投資にも持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調が続きました。

こうした経済情勢にあつて、当社グループを取り巻く事業環境は、倉庫及び港湾運送等物流業界においては、輸出入貨物の減少や競争の激化等により、また不動産業界においては、賃貸オフィスビルの需給改善の兆しがあるものの本格的な賃料水準の回復には至らず、引き続き厳しい状況のうちに推移しました。

このような状況の下、当社グループは、積極的な営業活動を推進し、物流部門では、医薬品等の配送センター業務の拡大、海外拠点の拡充等に努め、不動産部門では、テナントの確保及び賃料水準の維持・向上、前上半期末に稼働した日本橋ダイヤビルの円滑な運営に努めました。他方、コスト管理の徹底と業務の効率化を一層推し進め、業績の確保に努めました。

この結果、営業収益は、物流部門で、倉庫事業において貨物取扱量が増加した一方、港湾運送及び国際運送取扱の両事業における貨物取扱量の減少等により収入が減少したものの、不動産部門で、前上半期末に稼働した日本橋ダイヤビルの寄与やマンション販売物件の増加により収入が増加したため、全体として前期比24億6千9百万円(1.2%)増の2,068億3千1百万円となりました。他方営業原価は、物流部門で、貨物取扱量の減少に伴い作業運送委託費が減少したものの、倉庫・港湾施設の借受や運送車両増強等に伴い施設賃借費及び減価償却費等が増加し、また不動産部門で、マンション販売物件の増加に伴い不動産販売原価等が増加したため、全体として前期比26億1千1百万円(1.4%)増の1,858億3千8百万円となり、販売費及び一般管理費は、前期並みの96億8千4百万円となりました。

このため、営業利益は、物流部門で減益、不動産部門で増益、全体として前期比 1 億 3 千 9 百万円(1.2%)減の 113 億 9 百万円となり、経常利益は、受取配当金の減少もあり、同 4 億 3 千万円(3.0%)減の 140 億 2 千 5 百万円となりました。また親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益で保有資産の有効活用による投資有価証券売却益の増加や当期の法定実効税率引下げ等に伴う法人税等の負担減少もあり、前期比 2 億 1 千 6 百万円(2.4%)増の 93 億 5 千万円となりました。

当社グループの部門別の概況は、次のとおりであります。

① 物流部門

倉庫事業は、医薬品、飲料等の取扱が堅調に推移したため、営業収益は前期比 2.8%増の 400 億 1 千 1 百万円となりましたが、陸上運送事業は、コンテナ貨物の取扱減少もあり、営業収益は同 0.3%減の 439 億 6 千 8 百万円となりました。また港湾運送事業は、コンテナ貨物等の取扱が減少したため、営業収益は前期比 4.2%減の 167 億 1 千 6 百万円となり、国際運送取扱事業は、輸出入貨物の取扱減少等により、営業収益は同 2.9%減の 489 億 9 千 7 百万円となりました。

この結果、物流部門全体の営業収益は、前期比 13 億 9 千 5 百万円(0.8%)減の 1,690 億 6 百万円となりました。また営業費用は、貨物取扱量の減少に伴い作業運送委託費が減少したものの、倉庫・港湾施設の借受や運送車両増強等に伴う施設賃借費及び減価償却費の増加もあり、前期比 2 億 2 千 8 百万円(0.1%)増の 1,634 億 2 千 6 百万円となりました。このため営業利益は、前期比 16 億 2 千 4 百万円(22.5%)減の 55 億 7 千 9 百万円となりました。

② 不動産部門

主力の不動産賃貸事業は、前上半期末に稼働した日本橋ダイヤビルが寄与したため、営業収益は前期比 2.7%増の 309 億 1 千 4 百万円となりました。その他の営業収益は、マンション販売事業における販売物件の増加により前期比 53.6%増の 89 億 6 千 1 百万円となりました。

この結果、不動産部門全体の営業収益は、前期比 39 億 3 千 5 百万円(10.9%)増の 398 億 7 千 6 百万円となりました。また営業費用は、マンション販売物件の増加に伴う不動産販売原価等の増加により、前期比 24 億 8 千 7 百万円(9.3%)増の 292 億 6 千 1 百万円となりました。このため営業利益は、前期比 14 億 4 千 8 百万円(15.8%)増の 106 億 1 千 4 百万円となりました。

部 門 別 営 業 収 益

区 分	当 期	前 期	前期比増減 (△印減)	
			金 額	率
物 流 部 門	百万円 169,006	百万円 170,402	百万円 △ 1,395	% △ 0.8
(倉 庫 事 業)	(40,011)	(38,911)	(1,100)	(2.8)
(陸 上 運 送 事 業)	(43,968)	(44,085)	(△ 116)	(△ 0.3)
(港 湾 運 送 事 業)	(16,716)	(17,457)	(△ 741)	(△ 4.2)
(国 際 運 送 取 扱 事 業)	(48,997)	(50,486)	(△ 1,488)	(△ 2.9)
(そ の 他)	(19,312)	(19,461)	(△ 149)	(△ 0.8)
不 動 産 部 門	39,876	35,941	3,935	10.9
(不 動 産 賃 貸 事 業)	(30,914)	(30,107)	(807)	(2.7)
(そ の 他)	(8,961)	(5,833)	(3,128)	(53.6)
部 門 間 取 引 消 去	△ 2,051	△ 1,981	△ 70	—
合 計	206,831	204,362	2,469	1.2

(注) 部門間取引消去は、物流部門と不動産部門の営業収益に含まれる部門間取引分の消去である。

(2) 設備投資の状況

当社グループは、倉庫及び賃貸用施設の建設並びに倉庫用地の造成等総額 88 億 4 千 1 百万円の設備投資を行いました。

当期中の主要な設備投資案件は、次のとおりであります。

① 竣工した倉庫

名古屋 飛島配送センター増築 [平成 27 年 9 月竣工]

倉 庫(5 階建、延床面積約 15,700 平方米)

② 造成中の土地

神 戸 西神配送センター用地(神戸流通センター内) [平成 28 年 12 月完了予定]

(計画面積約 55,900 平方米。うち約 16,500 平方米取得済)

③ 建設中の賃貸用施設

東 京 電気通信大学 学生・職員宿舍及び共同研究施設 [平成 29 年 2 月竣工予定]

賃貸用住宅・施設(5 階建及び平屋建、延床面積約 16,700 平方米)

(3) 資金調達状況

当社グループの設備投資資金及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金により賄いました。

なお、当社は、平成 27 年 6 月 12 日に第 10 回無担保社債(額面総額 70 億円。平成 20 年 6 月 12 日発行)を償還しました。

(4) 今後の見通しと課題

今後の世界経済は、米国で景気回復が続くと見込まれるほか、欧州で緩やかな回復が続くことが期待され、中国でも安定的な成長は維持されるものと見込まれます。またわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されます。

こうした経済情勢にあって、当社グループを取り巻く事業環境は、倉庫及び港湾運送等物流業界においては、貨物量の伸び悩みや競争の激化等により厳しい状況が続き、また不動産業界においては、賃貸オフィスビルの需給改善が見込まれるものの賃料水準の回復による業況の改善にはなお時間を要するものと思われま。

このような事業環境の下、当社グループは、新たに策定した平成 28 年度を初年度とする 3 カ年の中期経営計画[2016-2018]に沿い、お客様のグローバルサプライチェーンの変化に適応する国内外一体のロジスティクス事業の一層の拡充及び賃貸を中心とする不動産事業の拡充等により、持続的な成長を図ります。

具体的には、

- ① 物流部門においては、お客様起点を徹底し、国内外一体のロジスティクス事業の領域拡大を図ります。また、同事業の基盤強化のため組織再編等による体制整備を進め、サービス品質の向上とコスト競争力の強化を図ります。
- ② 不動産部門においては、長期安定した収益性を確保するため、既存賃貸施設の機能の維持・向上及びビル賃貸事業以外のビジネスの拡大を図ります。
- ③ グループ経営強化と経営資源の選択と集中を進め、グループ全体の生産性向上を図ります。また自然災害対策をはじめとするリスク管理、地球環境対応、コンプライアンス、CSRを徹底し、あわせて適正な資本政策の実施と財務健全性の確保により企業価値の向上を図ります。

2 財産及び損益の状況の推移

当社グループ及び当社の当期及び過去3期の損益及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分		第210期 (24/4～25/3)	第211期 (25/4～26/3)	第212期 (26/4～27/3)	当 期 (27/4～28/3)
当 社 グ ル ー プ	営 業 収 益	百万円 192,260	百万円 198,161	百万円 204,362	百万円 206,831
	営 業 利 益	12,305	12,148	11,449	11,309
	経 常 利 益	14,526	14,113	14,456	14,025
	親会社株主に帰属する当期純利益	8,591	8,520	9,133	9,350
	1株当たり当期純利益	円 銭 49 02	円 銭 48 62	円 銭 52 12	円 銭 53 37
	総 資 産	百万円 375,180	百万円 396,238	百万円 433,041	百万円 413,264
	純 資 産	227,827	236,641	263,089	257,524
当 社	営 業 収 益	百万円 136,890	百万円 139,075	百万円 141,638	百万円 144,391
	営 業 利 益	9,755	8,861	8,025	8,783
	経 常 利 益	11,748	10,985	10,880	11,492
	当 期 純 利 益	7,393	7,789	7,369	8,149
	1株当たり当期純利益	円 銭 42 17	円 銭 44 43	円 銭 42 04	円 銭 46 49
	総 資 産	百万円 332,872	百万円 350,321	百万円 381,937	百万円 363,588
	純 資 産	212,637	218,859	240,665	234,989

- (注) 1 第211期及び第212期において、当社グループ及び当社の営業利益が減少したのは、倉庫、賃貸用施設及びオフィスの新規稼働や大規模改修に伴う一時費用の計上及び減価償却費の増加等によるものである。
- 2 当期において、当社グループ及び当社の総資産及び純資産が減少したのは、主に株式評価額の減少によるものである。
- 3 当社グループ及び当社の1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出し、単位未満を四捨五入。

3 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
富士物流株式会社	2,979	95.0	倉庫業
菱倉運輸株式会社	360	100	陸上運送業
ダイヤビルテック株式会社	100	100	不動産管理業
神菱港運株式会社	36	86.0	港湾運送業
三菱倉庫(中国)投資有限公司	250百万円	100	中国における物流事業への投資及び傘下物流事業会社の管理
インドネシア三菱倉庫会社	211,665百万ルピア	99.9	倉庫業
米国三菱倉庫会社	10,000千米ドル	100	国際運送取扱業
欧州三菱倉庫会社	2,500千ユーロ	100	国際運送取扱業

(注) インドネシア三菱倉庫会社が平成28年3月7日付で増資を実施したことに伴い、同社を追加した。

連結決算の対象となる連結子会社は、上記の重要な子会社8社を含む52社(前期比2社増)、持分法適用会社は、3社であります。その多くは、物流事業に関連する作業・運送や不動産事業に関連するビル管理業務等を担当しております。

4 主要な事業内容

(1) 物流部門

① 倉庫事業

寄託を受けた物品の倉庫における保管及び入出庫荷役等を行う事業

② 陸上運送事業

貨物自動車による運送、利用運送等を行う事業

③ 港湾運送事業

港湾において沿岸荷役・船内荷役等を行う事業

④ 国際運送取扱事業

国際間の物品運送の取扱(国内における海運貨物取扱を含む。)を行う事業

(2) 不動産部門

不動産の売買・賃貸借・管理及び建設工事の請負・設計・監理等を行う事業

5 主要な事業所

(1) 当社

本店 東京都中央区

支店 東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡

(2) 子会社

① 物流部門

富士物流株式会社(東京都港区)
菱倉運輸株式会社(東京都江東区)
神菱港運株式会社(神戸市中央区)
三菱倉庫(中国)投資有限公司(中国 上海市)
インドネシア三菱倉庫会社(インドネシア ジャカルタ特別州)
米国三菱倉庫会社(米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市)
欧州三菱倉庫会社(オランダ 南ホラント州 ロッテルダム市)

② 不動産部門

ダイヤビルテック株式会社(東京都中央区)

6 従業員の状況

(1) 当社グループの従業員の状況

区 分	従 業 員 数 (前期末比)
物 流 部 門	4,120 名 (70名増)
不 動 産 部 門	308 (21名減)
当 社 本 店 管 理 部 門	71 (2名減)
合 計	4,499 (47名増)

(注) 1 当社グループ外への休職出向者 59 名は含まれていない。

2 ほかに臨時従業員 1,379 名及び当社グループ外からの出向・派遣受入者 1,037 名がいる。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数(前期末比)	平均年齢	平均勤続年数
845 名 (0名)	39 歳 10 月	16 年 10 月

(注) 1 他社への休職出向者 152 名は含まれていない。

2 ほかに臨時従業員 123 名並びに当社グループ内及び当社グループ外からの出向・派遣受入者 569 名がいる。

3 平均年齢及び平均勤続年数は、単位未満を切捨。

7 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	19,546 百万円
農 林 中 央 金 庫	6,020
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,675

II 会社の状況に関する事項

1 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 440,000,000株

(2) 発行済株式総数、資本金及び株主数

区 分	当 期 末	前 期 末	前期末比
発 行 済 株 式 総 数	株 175,921,478	株 175,921,478	0株
資 本 金	円 22,393,986,570	円 22,393,986,570	0円
株 主 数	名 6,767	名 6,568	199名増

(注) 発行済株式総数には、自己株式 643,258 株を含む。

(3) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,151	8.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,516	7.1
明治安田生命保険相互会社	9,707	5.5
三菱地所株式会社	7,331	4.2
キリンホールディングス株式会社	5,932	3.4
東京海上日動火災保険株式会社	5,831	3.3
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,728	2.1
旭硝子株式会社	3,315	1.9
三菱商事株式会社	3,205	1.8
株式会社竹中工務店	3,010	1.7

(注) 1 株式会社三菱東京UFJ銀行は、上表のほかに当社株式 1,500 千株を議決権を留保した退職給付信託として信託設定している。

2 持株比率は、自己株式(643,258 株)を除いて算出している。

2 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

役名	氏名	担当又は重要な兼職の状況
※ 取締役 会長	岡本 哲郎	
※ 取締役 社長	松井 明生	
※ 常務取締役	橋本 有 一	経理・情報システム・内部監査担当、情報システム部長
※ 常務取締役	渡部 能 徳	国際輸送事業担当
※ 常務取締役	法貴 正 人	総務・広報・人事・企画担当
※ 常務取締役	高山 和 彦	倉庫事業担当
※ 常務取締役	宮崎 敬 典	工務・港運事業・不動産事業担当
※ 取締役	榎原 稔	三菱商事株式会社特別顧問
※ 取締役	三木 繁 光	株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問
※ 取締役	宮原 耕 治	日本郵船株式会社相談役
※ 取締役	小原 祥 司	港運事業部長
※ 取締役	原 洋 一 郎	横浜支店長
※ 取締役	平岡 昇	倉庫事業部長
※ 取締役	篠原 文 博	総務部長兼広報室長
※ 常任監査役(常勤)	渡辺 徹	
※ 常任監査役(常勤)	吉沢 義 仁	
※ 監査役	山田 洋之助	弁護士
※ 監査役	原田 俊 教	
※ 監査役	桜井 憲 二	公認会計士

(注) 1 ※印は、代表取締役を示す。

- 2 取締役のうち榎原 稔、三木繁光、宮原耕治の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ている。
- 3 監査役のうち吉沢義仁、山田洋之助、桜井憲二の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ている。
- 4 監査役桜井憲二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。
- 5 取締役宮原耕治氏は、平成27年6月23日付をもって、日本郵船株式会社取締役相談役を退任し、同社相談役に就任した。
- 6 上記のほか社外役員の重要な兼職の状況は、後記の「(3) 社外取締役に関する事項」及び「(4) 社外監査役に関する事項」に記載している。

- 7 当期中に退任した取締役及び監査役は、次のとおりである。(平成 27 年 6 月 26 日退任)
 取締役 入江賢次 常任監査役(常勤) 泉 道夫
- 8 平成 28 年 4 月 1 日付をもって、上記のうち次に掲げる取締役の役名及び担当に変更があった。
 (※印は、代表取締役を示す。)

(旧役名)	(新役名及び担当)
常務取締役 橋 本 有 一	取締役(一)
常務取締役 渡 部 能 徳	取締役(一)
※ 常務取締役 法 貴 正 人	取締役(一)
常務取締役 宮 崎 敬 典	常務取締役(経理・情報システム・工務・不動産事業担当)
取締役 小 原 祥 司	常務取締役(港運事業担当)
取締役 平 岡 昇 博	常務取締役(国際輸送事業担当)
取締役 篠 原 文 博	※ 常務取締役(総務・広報・人事・企画・内部監査担当)

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	15 名 (3 名)	417 百万円 (28 百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6 名 (4 名)	63 百万円 (35 百万円)

- (注) 1 上記支給額には、平成 28 年 6 月 29 日開催の第 213 回定時株主総会第 4 号議案「取締役賞与支給の件」の承認決議を条件として支給予定の取締役賞与総額 40 百万円(うち社外取締役分 4 百万円)が含まれている。
- 2 上記支給額のほか、使用人兼務取締役(当期 5 名)の使用人分給与相当額 63 百万円を支給した。
- 3 取締役の報酬限度額は月額 38 百万円(うち社外取締役に対して月額 3 百万円。平成 24 年 6 月 28 日開催の第 209 回定時株主総会決議。使用人分給与を含まない。)、監査役の報酬限度額は月額 7 百万円(平成 18 年 6 月 29 日開催の第 203 回定時株主総会決議)である。

(3) 社外取締役に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況

氏 名	会 社 名	役 職
榎 原 稔	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	社外取締役
三 木 繁 光	三菱電機株式会社 キリンホールディングス株式会社	社外取締役 社外取締役
宮 原 耕 治	東邦瓦斯株式会社 一般社団法人日本経済団体連合会	社外取締役 副会長

- (注) 1 三木繁光氏は、平成 28 年 3 月 30 日付をもって、キリンホールディングス株式会社取締役を退任した。
- 2 宮原耕治氏は、平成 27 年 6 月 2 日付をもって、一般社団法人日本経済団体連合会副会長を退任した。

- 3 当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。
- 4 当社は、三菱電機株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。
- 5 当社は、キリンホールディングス株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。

② 主な活動状況

当期に取締役会を12回開催し、榎原 稔氏は10回、三木繁光氏は9回、宮原耕治氏は10回出席しております。各社外取締役は、高い識見と幅広い見地から有益な意見を述べました。

(4) 社外監査役に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況

氏 名	会 社 名	役 職
山 田 洋之助	三 洋 貿 易 株 式 会 社 兼 松 株 式 会 社	社外取締役 社外監査役
桜 井 憲 二	リズム時計工業株式会社 日 本 海 洋 掘 削 株 式 会 社	社外監査役 社外監査役

- (注) 1 当社は、三洋貿易株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。
 2 当社は、兼松株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。
 3 当社は、日本海洋掘削株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。

② 主な活動状況

当期に監査役会を19回開催し、吉沢義仁氏は13回、山田洋之助氏は18回、桜井憲二氏は19回出席しております。また、当期に取締役会を12回開催し、吉沢義仁氏は9回、山田洋之助氏は12回、桜井憲二氏は12回出席しております。各社外監査役は、商社勤務、弁護士、公認会計士のそれぞれの経験等に基づく客観的、専門的見地から有益な意見を述べました。

(注) 吉沢義仁氏については、平成27年6月26日開催の第212回定時株主総会において監査役に選任されたため、同日以降に開催された監査役会13回及び取締役会9回についてそれぞれ記載している。

3 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

62 百万円

(注) 1 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認のうえ、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っている。

2 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないので、報酬額にはこれらの合計額を記載している。

(3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

76 百万円

(注) 当社の重要な子会社のうち、三菱倉庫(中国)投資有限公司、インドネシア三菱倉庫会社及び欧州三菱倉庫会社は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けている。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第 340 条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

Ⅲ 会社の体制及び方針

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、役職員が職務執行に当たって遵守すべき準則、憲章として「行動基準」を次のとおり制定し、関係法規の遵守を徹底、加えて環境保全、社会貢献等にも積極的に取り組む姿勢を明確にしております。

- ① わが社は、法令及びルールを遵守し、社会規範にもとることのないよう誠実かつ公正に企業活動を遂行する。
- ② わが社は、適時適切に企業情報を開示し、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- ③ わが社は、市民社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力とは、引続き一切の関係を持たない。
- ④ わが社は、環境問題の重要性を認識し、環境保全の活動に協力する。
- ⑤ わが社は、安全、良質で社会的に有用なサービスを提供するとともに、地域社会、国際社会との調和を念頭に「良き企業市民」として社会貢献活動に努める。

当社は、この行動基準の下、役職員の適正な職務執行と会社業務の適正を確保するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を次のとおり制定しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

重要な意思決定は、付議基準を明確化した取締役会規則に則って原則月 1 回開催される取締役会において審議し決議する。職務執行については、取締役の担当を定め、各取締役が法令・定款に従って責任を持って担当に係る職務を執行する。

監査役は、重要な稟議書を閲覧するとともに、取締役会及び支店長会議に出席して重要な意思決定及び職務執行の状況を把握し、意見を述べる。

(2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社「行動基準」及び社内規則を周知徹底するとともに、内部監査部門が年間監査計画に基づき法令遵守や職務執行状況の監査に当たり、その結果を担当の役付取締役に報告し、コンプライアンス担当部門が監査結果の改善状況を検証する。

また、法令・定款に抵触するおそれのある行為を防止するため内部通報窓口（ヘルプライン）を設置する。

更に、内部統制委員会、CSRコンプライアンス委員会を設置して、内部統制機能の整備状況、コンプライアンス態勢を検証し充実を図る。

- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、取締役の職務執行に係る重要文書等は、法令及び社内規定に則って適切に保存、管理する。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
危機管理基本マニュアル等の徹底を図るとともに危機管理委員会を設置して、事業リスク、財務・法務に係るリスク等の未然防止並びに自然災害の予防強化に努める。また、リスクが発生した場合には「対策本部」を設置して全社をあげた支援と対策を集中的に実施することにより、損失の極小化と平常業務への早期復帰に努める。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は、経営の効率性と健全性を堅持しつつ、経営計画に則して各担当に係る職務を執行する。
また、重要な職務執行については、全役付取締役で構成し毎週1回程度開催する常務会において十分な資料に基づき審議するとともに、取締役会において決議又は執行状況の報告を行う。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社から子会社に役員を派遣し、子会社の業態に応じた行動基準を整備するとともに、子会社の取締役の職務の執行が経営計画に則して効率的に行われるよう管理する。
 - ・関係会社管掌規則に則って、子会社の重要な職務執行については事前に当社と協議するほか、子会社の業務執行状況、財務状況等について、担当の役付取締役が子会社から定期的に、または必要に応じて報告を受ける。
 - ・当社と重要な子会社で構成するグループ経営連絡会を年2回程度開催し、当社グループ全体の業務の適正を確保する。
 - ・内部監査部門が子会社の法令遵守や業務執行状況を監査し、その結果を担当の役付取締役に報告するとともに、監査役、内部監査部門と子会社の監査役が連携して、必要に応じて当社グループ全体の業務の適正化につき意見を述べる。
 - ・子会社における法令・定款に抵触するおそれのある行為を防止するため、当社と共通の内部通報窓口（ヘルプライン）を設置する。
 - ・子会社の損失の危険に対しては、危機管理基本マニュアル等により管理するとともに、子会社はその業態に応じた危機管理体制を整備する。
 - ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、適切に体制を整備し、運用する。
- (7) 監査役を補助すべき使用人に関する事項
監査役を補助すべき部署として監査役室を設置し、専任者を配置する。

- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役室の専任者は職制上監査役直属とし、その人事に係る事項等については、監査役会と事前協議する。
- (9) 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)はその職務執行状況及び財務状況等について定期的に監査役に報告するとともに、内部監査部門は内部監査の結果を監査役に報告する。
また、取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)は経営に重要な影響を及ぼす事項について、都度監査役に報告する。
- (10) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報を含め監査役へ報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- (11) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役 of 職務の執行について生ずる費用又は債務については、法令に則って適正に処理する。
- (12) その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会計監査人から定期的に監査 of 状況 of 報告を受けるとともに、内部監査部門による内部監査を活用して実効的な監査を行う。
取締役及び使用人は、監査に際し、監査役に協力して必要な情報を適時に提供する。

2 上記1 of 体制 of 運用状況 of 概要

当社は、上記 of 「内部統制システム of 整備に関する基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを構築し運用しております。

当期 of 内部統制システム of 運用状況 of 概要は次のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行に関する状況
- ・取締役会を12回開催し、重要な意思決定について審議し決議するとともに、重要な職務 of 執行状況について担当 of 取締役から報告を受けている。
 - ・役付取締役(取締役会長、取締役社長及び常務取締役)全員で構成し取締役社長が主宰する常務会を毎週1回程度開催し、経営に関する重要事項 of 協議を行っている。

- ・各役付取締役は、常務会の協議を踏まえ、業務分掌に沿い責任を持って中期経営計画[2013-2015]に基づく施策をはじめ担当業務の執行を行っている。
 - ・支店長のほか、取締役、監査役及び本店部室長で構成する支店長会議を毎月1回程度、計11回開催し、職務執行状況の報告・確認等を行っている。
 - ・内部統制委員会、CSRコンプライアンス委員会及び危機管理委員会を各1回開催し、各委員会独自の観点から全社業務の執行状況を検証している。
 - ・当社「行動基準」及び社内規則を周知徹底するため、社内研修を行うとともに、役職員に対するアンケート調査等により遵守状況を確認している。
 - ・作成した取締役会議事録、取締役の職務執行に係る重要文書等は、法令及び社内規定に定める保存年限に従って各担当部署が管理している。
- (2) 当社及び子会社から成る企業集団に関する状況
- ・当社グループに発生する損失の危険を管理するため、当社「危機管理基本マニュアル」を作成し、周知徹底している。
 - ・子会社に当社役職員を役員として派遣し、子会社の業務を執行し、又は監査・監督することにより子会社を管理している。
 - ・各子会社を管轄する部署を定め、当該部署は子会社の重要な職務執行について子会社と協議を行い、子会社から定期的に財務状況等について報告を受け、担当の役付取締役及び監査役に報告している。また、当社と重要な子会社で構成するグループ経営連絡会を2回開催し、中期経営計画[2013-2015]に基づく施策の進捗状況をはじめ業績、課題等について報告、確認を行っている。
 - ・財務報告に係る内部統制については、その運用及び評価に関する当社グループの体制、手順及び方法等の基本的な方針を定める「内部統制評価方針書」に基づき有効性の評価を行っている。
- (3) 監査役、内部監査及び内部通報に関する状況
- ・監査役は、代表取締役と定期的な会合等により情報交換したほか、取締役会、支店長会議等の重要な会議に出席し、稟議書等の取締役の職務執行に係る重要文書等を閲覧するとともに、年間監査計画に基づき当社の監査及び子会社等の調査を実施している。また、監査役会を19回開催し、会社の状況及び監査結果等の情報を共有している。
 - ・監査役、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役は、それぞれの年間監査計画の策定及び実施等において、定期的な打合せや随時情報交換を行い、実効的かつ効率的に職務を遂行している。
 - ・監査役の職務遂行を補助するため、本店に監査役室(専任1名)を設置している。当該専任

者は監査役の指示に従い業務を遂行し、その人事に係る事項等については監査役会と事前協議している。

- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査役からの請求に応じ法令に則って適正に処理している。
- ・ 内部監査部門として本店に監査部(専任 5~6 名)を設置するほか監査補助者(2 名)を配置、各支店に監査人(各 1 名)及び監査補助者(各 2 名)を配置し、年間監査計画に基づき当社及びグループ各社の監査を行っている。監査結果は担当の役付取締役及び監査役に報告し、コンプライアンス担当部門が四半期毎に改善状況を検証している。
- ・ 当社グループ共通の内部通報窓口を監査役室を含め複数設置し、通報者に不利益取扱いを行わないことを社内規則で定めている。

3 会社の支配に関する基本方針

当社グループの主たる事業は、倉庫事業を中核とする物流事業並びにビル賃貸を中心とする不動産事業であります。

物流事業については、倉庫事業を中核として陸上運送・国際運送取扱・港湾運送の各事業を情報通信技術の活用により有機的かつ総合的に運営することを目指し、不動産事業については、所有地の立地に適した活用により、主としてオフィスビル・商業施設の賃貸事業の展開を図っており、これら事業のフェアな遂行を通じて、適正な利潤の確保と安定した成長を図り、株主及び社員に報いるとともに、豊かな社会の実現に貢献していきたいと念願しております。

両事業とも、好立地の土地、建物、設備等を要する性格上、多額の投資を必要としますので、事業の拡大・発展を目指して、資金をはじめとする経営資源の投入は、長期的視野に立ち、継続的、計画的に展開しております。

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付けの意義を一概に否定するものではありませんが、上記に反するような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を損なう買付けは適切でないと考えております。

現在のところ、当社株式を大量に取得しようとする者の存在は認識しておりませんが、当社株式の異動状況を常に注視し、このような考え方に反して当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、それが当社の企業価値、株主共同の利益向上に資するものでないときは、適切な対抗措置を検討し、速やかに実施する体制を整えることとしております。

以上のご報告は、特に注記のない限り、次により記載しております。

- 1 金額及び株数は、単位未満を切捨。
- 2 比率は、小数点以下第 2 位を四捨五入。
- 3 株数又は比率が零であるときは、「-」として表示。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	〔 96,091〕	流動負債	〔 49,166〕
現金及び預金	45,398	支払手形及び営業未払金	18,954
受取手形及び営業未収金	31,509	短期借入金	16,028
有価証券	2,000	未払法人税等	2,521
販売用不動産	10,968	取締役賞与引当金	40
繰延税金資産	1,528	その他	11,621
その他	4,775	固定負債	〔 106,574〕
貸倒引当金	△ 89	社債	27,000
固定資産	〔 317,173〕	長期借入金	27,926
有形固定資産	(194,192)	長期預り金	22,776
建物及び構築物	112,241	繰延税金負債	14,805
機械装置及び運搬具	4,204	役員退職慰労引当金	197
土地	74,322	退職給付に係る負債	13,553
建設仮勘定	556	その他	316
その他	2,867	負債合計	155,740
無形固定資産	(16,131)	(純資産の部)	
借地権	7,722	株主資本	〔 213,405〕
のれん	1,583	資本金	22,393
その他	6,825	資本剰余金	19,618
投資その他の資産	(106,849)	利益剰余金	172,200
投資有価証券	98,237	自己株式	△ 807
長期貸付金	501	その他の包括利益累計額	〔 41,535〕
繰延税金資産	2,460	その他有価証券評価差額金	40,282
その他	5,792	為替換算調整勘定	1,703
貸倒引当金	△ 22	退職給付に係る調整累計額	△ 449
投資損失引当金	△ 118	非支配株主持分	〔 2,583〕
		純資産合計	257,524
資産合計	413,264	負債純資産合計	413,264

(単位未満切捨)

連結損益計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

科 目	内 訳	金 額
営 業 収 益	百万円	百万円
倉庫保管料	23,689	
倉庫陸上運送取扱	16,322	
港上運送取扱	43,967	
国際運送取扱	16,712	
不所産の賃貸	48,997	
営 業 原 価	32,707	
作 業 運 送 委 託 費	24,434	206,831
人 設 賃 借 却 費	86,525	
施 設 賃 借 却 費	34,877	
減 価 償 却 費	9,028	
そ の 他	13,436	
	41,970	185,838
営 業 総 利 益		20,993
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,684
営 業 利 益		11,309
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,331	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	549	
そ の 他	602	3,484
営 業 外 費 用		
支 払 の 利 息 他	699	
	68	768
経 常 利 益		14,025
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	31	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,378	
施 設 解 約 補 償 金	139	2,549
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	734	
減 価 償 却 損	1,013	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	26	
損 害 補 償 費 用	129	1,904
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		14,670
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,889	
法 人 税 等 調 整 額	368	5,258
当 期 純 利 益		9,412
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		61
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		9,350

(単位未満切捨)

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	22,393	19,617	164,904	△ 783	206,132
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 2,103		△ 2,103
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,350		9,350
自己株式の取得				△ 23	△ 23
連結範囲の変動			48		48
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	0	7,295	△ 23	7,272
当 期 末 残 高	22,393	19,618	172,200	△ 807	213,405

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	51,994	2,299	128	54,422	2,533	263,089
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△ 2,103
親会社株主に帰属する 当期純利益						9,350
自己株式の取得						△ 23
連結範囲の変動						48
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 11,712	△ 596	△ 578	△ 12,887	50	△ 12,837
当期変動額合計	△ 11,712	△ 596	△ 578	△ 12,887	50	△ 5,564
当 期 末 残 高	40,282	1,703	△ 449	41,535	2,583	257,524

(単位未満切捨)

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数 52 社

主要な会社名

富士物流(株)、菱倉運輸(株)、ダイヤビルテック(株)、神菱港運(株)、三菱倉庫(中国)投資有限公司、インドネシア三菱倉庫会社、米国三菱倉庫会社、欧州三菱倉庫会社

(2) 非連結子会社

主要な会社名

ダイヤロジスティックス マレーシア会社

非連結子会社は、それぞれ小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

持分法を適用した非連結子会社はありません。

持分法を適用した関連会社の数 3 社

主要な会社名

(株)草津倉庫

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な会社名(非連結子会社)

ダイヤロジスティックス マレーシア会社

主要な会社名(関連会社)

中谷運輸(株)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、米国三菱倉庫会社等の海外子会社 17 社を除き連結決算日と同じであります。

米国三菱倉庫会社等の海外子会社 17 社の決算日は 12 月 31 日でありますが、連結計算書類の作成にあたっては 12 月 31 日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産(販売用不動産)

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

法人税法に規定する耐用年数による定率法によっております。

なお、倉庫用施設(建物本体)については、法人税法に規定する耐用年数による定額法によっており、賃貸用商業施設(建物本体)については、経済的耐用年数(20 年を基準とし賃貸借契約年数等を勘案して決定)に基づく定額法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5～10 年)に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金、貸付金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

時価のない株式・出資の実質価額低下による損失に備えるため、発行会社の純資産額が簿価を下回るものについて回復の可能性を考慮した引当額を計上しております。

③ 取締役賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、会社所定の基準による当期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～16年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から償却しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により償却しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5～10年間で均等償却しておりますが、金額が僅少の場合は発生年度に全額償却することとしております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第 22 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「連結会計基準」という。)、
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当期から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当期の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58-2 項(4)、連結会計基準第 44-5 項(4)及び事業分離等会計基準第 57-4 項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当期の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益、当期末の資本剰余金、当期の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高及び 1 株当たり情報に与える影響はいずれも軽微であります。

追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る。)に使用した法定実効税率は、前期の 32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.9%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が 634 百万円減少し、当期に計上された法人税等調整額が 333 百万円、その他有価証券評価差額金が 977 百万円、退職給付に係る調整累計額が△9 百万円それぞれ増加しております。

連結貸借対照表に関する注記事項

1	有形固定資産減価償却累計額	291,594 百万円
2	固定資産の圧縮記帳累計額	3,456 百万円
3	担保資産	
	担保に供している資産	
	建物及び構築物	236 百万円
	土地	1,085 百万円
	上記に対応する債務	
	短期借入金	300 百万円
	流動負債「その他」	447 百万円
	長期借入金	6,760 百万円
	長期預り金	1,000 百万円
4	保証債務	
	他社の借入金に対する債務保証	1,890 百万円

連結損益計算書に関する注記事項

減損損失

当期において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金額(百万円)
大阪府大阪市	倉庫施設	建物等	188
兵庫県神戸市	倉庫施設	建物、機械装置等	825

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っております。

上記資産グループについては、営業活動による収益性の低下が認められ、短期的な回復が見込まれないため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 1,013 百万円(建物 839 百万円、機械装置 152 百万円、その他 21 百万円)を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は処分見込価額により算定し、使用価値は将来キャッシュ・フローを9%で割り引いて算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記事項

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

期末日における発行済株式の総数

普通株式

175,921,478 株

2 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,051 百万円	6 円	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	1,051 百万円	6 円	平成27年9月30日	平成27年12月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が当期末後となるもの

平成28年6月29日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株主の配当に関する事項

イ 配当金の総額

1,051 百万円

ロ 配当の原資

利益剰余金

ハ 1株当たり配当額

6 円

ニ 基準日

平成28年3月31日

ホ 効力発生日

平成28年6月30日

金融商品に関する注記事項

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は安全性の高い預金や公社債等により運用しております。

受取手形及び営業未収金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規定に沿って取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うなど、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金は、短期は主に運転資金、長期は主に設備投資資金であり、一部の変動金利の長期借入金について、金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。なお、デリバティブは、実需に伴う取引に限定して実施することとしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注 2)をご参照下さい。）。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	45,398	45,398	-
(2) 受取手形及び営業未収金	31,509	31,509	-
(3) 有 価 証 券	2,000	2,000	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	88,722	88,722	-
資産計	167,630	167,630	-
(1) 支払手形及び営業未払金	18,954	18,954	-
(2) 短期借入金	10,609	10,609	-
(3) 社 債	27,000	27,754	754
(4) 長期借入金(※)	33,344	33,561	216
(5) 長期預り金	1,165	1,170	5
(6) デリバティブ取引	-	-	-
負債計	91,074	92,050	976

(※) 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び営業未収金、(3)有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び営業未払金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(6)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 長期預り金

長期預り金は、将来のキャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(4)参照)。

(注2) 非上場株式・その他(連結貸借対照表計上額 9,514 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。また、長期預り金のうち、将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるもの(連結貸借対照表計上額 21,611 百万円)は、「(5)長期預り金」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む。)を有しております。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
85,362	308,909

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

1 株当たり情報に関する注記事項

1 1株当たり純資産額	1,455円06銭
2 1株当たり当期純利益	53円37銭

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	[57,999]	流動負債	[36,013]
現金及び預金	22,930	営業未払入金	11,490
受取手形	227	短期借入金	13,337
営業未収金	18,246	未払入金	2,437
有価証券	2,000	未払法人税等	2,071
販売用不動産	10,968	前払受り金	3,467
前払費用	680	預り金	1,583
短期貸付金	306	取締役員賞与引当金	40
繰延税金資産	944	その他	1,585
立替金	1,325	固定負債	[92,586]
その他	375	社長期借入金	27,000
貸倒引当金	△ 4	長期預り金	25,802
固定資産	[305,589]	繰延税金負債	21,201
有形固定資産	(173,834)	繰延税金負債	13,497
建物	100,199	退職給付引当金	5,084
構築物	2,023	負債合計	128,599
機械及び装置	2,961	(純資産の部)	
車両運搬具	253	株主資本	[195,458]
工具、器具及び備品	1,620	資本剰余金	22,393
土地	66,257	資本準備金	19,387
建設仮勘定	519	その他資本剰余金	19,383
無形固定資産	(12,452)	利益剰余金	4
借地権	7,673	利益準備金	154,448
ソフトウェア	4,208	利益準備金	3,121
その他	570	その他利益剰余金	151,327
投資その他の資産	(119,301)	自家保険積立金	7,128
投資有価証券	87,963	圧縮記帳積立金	15,731
関係会社株式・出資金	27,508	特別償却積立金	622
長期貸付金	709	別途積立金	118,240
差入保証金	3,743	繰越利益剰余金	9,604
その他	432	自己株式	△ 771
貸倒引当金	△ 15	評価・換算差額等	[39,531]
投資損失引当金	△ 1,039	その他有価証券評価差額金	39,531
資産合計	363,588	純資産合計	234,989
		負債純資産合計	363,588

(単位未満切捨)

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	内 訳	金 額
営 業 収 益 倉 庫 保 管 料 倉 庫 庫 荷 役 料 陸 上 運 送 送 取 扱 港 湾 運 送 貨 貸 国 際 運 産 の 賃 貸 不 動 産 の 賃 貸 営 業 運 送 委 託 費 作 業 設 備 賃 借 却 減 価 償 償 費 費 他	百万円 17,543 9,459 23,384 15,047 31,420 30,095 17,439 67,608 11,653 5,516 11,552 34,574	百万円 144,391 130,905
営 業 総 利 益		13,485
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,702
営 業 利 益		8,783
営 業 外 収 益 受 取 利 息 及 び 配 当 金 営 業 外 費 用 他 支 払 の 利 息 他	3,007 381 617 62	3,389 680
経 常 利 益		11,492
特 別 利 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益 投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額 設 設 別 損 損 補 償 金 特 固 定 資 産 処 分 損 減 損 害 補 償 費 用	2,372 50 112 700 1,013 67	2,535 1,781
税 引 前 当 期 純 利 益		12,246
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額	3,924 172	4,096 8,149
当 期 純 利 益		8,149

(単位未満切捨)

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
				自家保険 積立金	圧縮記帳 積立金	特別償却 積立金	
当 期 首 残 高	22,393	19,383	4	3,121	6,928	15,468	743
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益					200		
自家保険積立金の積立							
圧縮記帳積立金の取崩						△ 122	
圧縮記帳積立金の積立						385	
特別償却積立金の取崩							△ 149
特別償却積立金の積立							29
別途積立金の積立							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	200	262	△ 120
当 期 末 残 高	22,393	19,383	4	3,121	7,128	15,731	622

	株 主 資 本				評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計		
	その他利益剰余金					
	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	113,740	8,400	△ 747	189,435	51,230	240,665
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△ 2,103		△ 2,103		△ 2,103
当 期 純 利 益		8,149		8,149		8,149
自家保険積立金の積立		△ 200		-		-
圧縮記帳積立金の取崩		122		-		-
圧縮記帳積立金の積立		△ 385		-		-
特別償却積立金の取崩		149		-		-
特別償却積立金の積立		△ 29		-		-
別途積立金の積立	4,500	△ 4,500		-		-
自己株式の取得			△ 23	△ 23		△ 23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△ 11,698	△ 11,698
当 期 変 動 額 合 計	4,500	1,203	△ 23	6,022	△ 11,698	△ 5,675
当 期 末 残 高	118,240	9,604	△ 771	195,458	39,531	234,989

(単位未満切捨)

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。
時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
- 2 デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。
- 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法
販売用不動産の評価は、個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
法人税法に規定する耐用年数による定率法によっております。
なお、倉庫用施設(建物本体)については、法人税法に規定する耐用年数による定額法によっており、賃貸用商業施設(建物本体)については、経済的耐用年数(20年を基準とし賃貸借契約年数等を勘案して決定)に基づく定額法によっております。
 - (2) 無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5~10年)に基づく定額法により償却しております。
- 5 引当金の計上基準

貸倒引当金	売掛金、貸付金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
投資損失引当金	時価のない株式・出資の実質価額低下による損失に備えるため、発行会社の純資産額が簿価を下回るものについて回復の可能性を考慮した引当額を計上しております。

取締役賞与引当金 取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から償却しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記事項

1 関係会社に対する金銭債権債務

短期債権	1,441百万円	長期債権	810百万円
短期債務	4,815百万円	長期債務	603百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額 257,643百万円

3 固定資産の圧縮記帳累計額 3,451百万円

4 担保資産

担保に供している資産

建物	226百万円	土地	794百万円
----	--------	----	--------

上記に対応する債務

短期借入金	150百万円	前受金	288百万円
-------	--------	-----	--------

預り金	159百万円	長期借入金	6,760百万円
-----	--------	-------	----------

長期預り金	1,000百万円		
-------	----------	--	--

5 保証債務

他社の借入金に対する債務保証 1,969百万円

損益計算書に関する注記事項

関係会社との取引高

営業取引高	収益	9,374百万円	費用	45,556百万円
-------	----	----------	----	-----------

営業取引以外の取引高		1,382百万円		
------------	--	----------	--	--

株主資本等変動計算書に関する注記事項

当期の末日における自己株式の数 普通株式 643,258 株

税効果会計に関する注記事項

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税		165 百万円
投資損失引当金		317 百万円
未払賞与		359 百万円
退職給付引当金		1,555 百万円
減価償却費		5,394 百万円
減損損失		2,726 百万円
その他		1,345 百万円

繰延税金資産合計 11,866 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△	17,208 百万円
圧縮記帳積立金	△	6,936 百万円
特別償却積立金	△	274 百万円
繰延税金負債合計	△	24,419 百万円
繰延税金負債の純額	△	12,553 百万円

2 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る。)に使用した法定実効税率は、前期の 32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.9%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が 707 百万円減少し、当期に計上された法人税等調整額が 261 百万円、その他有価証券評価差額金が 968 百万円それぞれ増加しております。

1 株当たり情報に関する注記事項

1 1株当たり純資産額	1,340 円 67 銭
2 1株当たり当期純利益	46 円 49 銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 4 月 28 日

三菱倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野 隆 一 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 崎 康 行 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 高 広 [㊞]

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、三菱倉庫株式会社の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性に

ついて意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 4 月 28 日

三菱倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野 隆 一 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 崎 康 行 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 高 広 [㊞]

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、三菱倉庫株式会社の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 213 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書

類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 213 期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イに定める会社の支配に関する基本方針については、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 28 年 5 月 6 日

三菱倉庫株式会社 監査役会

常任監査役(常勤監査役)	渡 辺 徹 [Ⓔ]
常任監査役(常勤・社外監査役)	吉 沢 義 仁 [Ⓔ]
監 査 役(社外監査役)	山 田 洋之助 [Ⓔ]
監 査 役	原 田 俊 教 [Ⓔ]
監 査 役(社外監査役)	桜 井 憲 二 [Ⓔ]

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分については、当社の主たる事業である倉庫事業を中核とする物流事業並びにビル賃貸を中心とする不動産事業の計画的な事業展開と経営環境の変化に備えて財務体質の強化にも意を用い、配当は利益水準を考慮した安定的配当を行う方針であります。

当期の期末配当金は、以上の基本方針及び当期業績等を勘案し、当期中間配当金と同額の1株につき6円とさせていただきます。これにより、中間配当金を加えた年間の配当金は、前期と同額の1株につき12円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 6円

総額 1,051,669,320円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

自家保険積立金 200,000,000円

別途積立金 5,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,700,000,000円

第2号議案 取締役14名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役14名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役14名の選任をお願いいたしたく、次の候補者を推薦いたします。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>おか もと てつ ろう 岡本哲郎 (昭和25年8月2日生)</p>	<p>昭和48年4月 当社入社 平成14年6月 当社横浜支店長 平成16年6月 当社東京支店長 平成18年6月 当社取締役常務役員補佐(倉庫事業担当) 平成19年6月 当社常務取締役 平成20年6月 当社取締役社長 平成25年4月 当社取締役会長(現在)</p>	<p>61,000株</p>
<p>[取締役候補者とした理由] 横浜支店長、東京支店長を歴任したほか、営業部門のみならず総務部門での勤務経験も長く、倉庫事業担当の常務役員補佐及び常務取締役を経て、平成20年から25年までは会社の最高責任者として業務全般を統括する取締役社長、現在は取締役会長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有し、当社取締役にふさわしい優れた人格と高い識見を持つ人物であることから、取締役として適任と考えられるためであります。</p>		
<p>まつ い あき お 松井明生 (昭和29年6月20日生)</p>	<p>昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 当社人事部長 平成23年6月 当社取締役人事部長 平成24年6月 当社常務取締役人事部長委嘱 平成25年4月 当社取締役社長(現在)</p>	<p>28,570株</p>
<p>[取締役候補者とした理由] 人事部長等を歴任したほか、海外勤務を含めた国際輸送事業部門での勤務経験が長く、総務・広報・人事・企画担当の常務取締役を経て、現在は会社の最高責任者として業務全般を統括する取締役社長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有し、当社取締役にふさわしい優れた人格と高い識見を持つ人物であることから、取締役として適任と考えられるためであります。</p>		

氏 名 (生年月日)		略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	たか やま かず ひこ 高山和彦 (昭和29年11月17日生)	昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 当社福岡支店長 平成22年6月 当社名古屋支店長 平成24年6月 当社取締役名古屋支店長 平成26年4月 当社常務取締役(現在)	31,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 福岡支店長、名古屋支店長を歴任したほか、倉庫事業部門での勤務経験が長く、現在は倉庫事業担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有し、当社取締役にふさわしい優れた人格と高い識見を持つ人物であることから、取締役として適任と考えられるためであります。		
4	みや ざき たか のり 宮崎敬典 (昭和28年12月27日生)	昭和52年4月 当社入社 平成22年6月 当社神戸支店長 平成24年6月 当社取締役神戸支店長 平成26年4月 当社常務取締役(現在)	20,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 神戸支店長等を歴任したほか、営業部門のみならず総務部門での勤務経験も長く、現在は経理・情報システム・工務・不動産事業担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有し、当社取締役にふさわしい優れた人格と高い識見を持つ人物であることから、取締役として適任と考えられるためであります。		
5	お ほん よし じ 小原祥司 (昭和29年8月5日生)	昭和52年10月 当社入社 平成23年6月 当社港運事業部長 平成26年6月 当社取締役港運事業部長 平成28年4月 当社常務取締役(現在)	5,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 港運事業部長等を歴任したほか、港運事業部門での勤務経験が長く、現在は港運事業担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有し、当社取締役にふさわしい優れた人格と高い識見を持つ人物であることから、取締役として適任と考えられるためであります。		

氏名 (生年月日)		略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	ひら おかのぼる 平岡昇 (昭和31年3月15日生)	昭和54年4月 当社入社 平成22年6月 当社福岡支店長 平成23年6月 当社大阪支店長 平成27年4月 当社倉庫事業部長 平成27年6月 当社取締役倉庫事業部長 平成28年4月 当社常務取締役(現在)	14,000株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>福岡支店長、大阪支店長、倉庫事業部長を歴任したほか、海外勤務を含めた国際輸送事業部門での勤務経験が長く、現在は国際輸送事業担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有し、当社取締役にふさわしい優れた人格と高い識見を持つ人物であることから、取締役として適任と考えられるためであります。</p>		
7	しの はら ふみ ひろ 篠原文博 (昭和32年8月29日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年6月 当社総務部長兼広報室長 平成27年6月 当社取締役総務部長兼広報室長 平成28年4月 当社常務取締役(現在)	8,000株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>総務部長兼広報室長等を歴任したほか、総務部門での勤務経験が長く、現在は総務・広報・人事・企画・内部監査担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有し、当社取締役にふさわしい優れた人格と高い識見を持つ人物であることから、取締役として適任と考えられるためであります。</p>		
8	まき はらみのる 榎原稔 (昭和5年1月12日生)	昭和31年3月 三菱商事株式会社入社 平成4年6月 同社取締役社長 平成10年4月 同社取締役会長 平成16年4月 同社取締役相談役 平成16年6月 同社相談役 平成22年6月 同社特別顧問(現在) 平成5年6月 当社取締役(現在)	38,000株
	<p>[重要な兼職の状況]</p> <p>三菱商事株式会社特別顧問 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社社外取締役</p> <p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>長年にわたり三菱商事株式会社の経営に携わり、経済界を代表する同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てるためであります。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>9</p> <p>みきしげみつ 三木繁光 (昭和10年4月4日生)</p>	<p>昭和33年4月 株式会社三菱銀行入行 平成12年6月 株式会社東京三菱銀行頭取 平成13年4月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役社長 平成16年6月 株式会社東京三菱銀行取締役会長、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役会長 平成18年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役退任 平成20年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行相談役 平成22年4月 同行特別顧問(現在) 平成21年6月 当社取締役(現在)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問</p>	<p>0株</p>
<p>〔社外取締役候補者とした理由〕</p>		
<p>長年にわたり株式会社三菱東京UFJ銀行の経営に携わり、経済界を代表する同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てるためであります。</p>		
<p>10</p> <p>みやはらこうじ 宮原耕治 (昭和20年12月3日生)</p>	<p>昭和45年4月 日本郵船株式会社入社 平成16年4月 同社代表取締役社長経営委員 平成18年4月 同社代表取締役社長・社長経営委員 平成21年4月 同社代表取締役会長・会長経営委員 平成27年4月 同社取締役・相談役 平成27年6月 同社相談役(現在) 平成26年6月 当社取締役(現在)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 日本郵船株式会社相談役 東邦瓦斯株式会社社外取締役</p>	<p>0株</p>
<p>〔社外取締役候補者とした理由〕</p>		
<p>長年にわたり日本郵船株式会社の経営に携わり、経済界を代表する同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てるためであります。</p>		

氏 名 (生年月日)		略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
11	さいとう やすし 齊藤 康 (昭和33年10月16日生) 新任	昭和57年4月 当社入社 平成23年6月 当社経理部長(現在)	9,005株
〔取締役候補者とした理由〕 経理部門での経験が長く、現在は経理部長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有し、当社取締役にあふさわしい優れた人格と高い識見を持つ人物であることから、取締役として適任と考えられるためであります。			
12	わかばやし ひとし 若林 仁 (昭和35年1月22日生) 新任	昭和57年4月 当社入社 平成24年6月 当社倉庫事業部長 平成27年4月 三菱倉庫(中国)投資有限公司董事長 平成28年4月 当社倉庫事業部長(現在)	9,000株
〔取締役候補者とした理由〕 倉庫事業部門に加え、総務部門での経験も長く、中国事業を統括する現地法人の最高責任者を務めたうえで、現在は倉庫事業部長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有し、当社取締役にあふさわしい優れた人格と高い識見を持つ人物であることから、取締役として適任と考えられるためであります。			
13	たかみ ともひこ 高味知彦 (昭和31年5月15日生) 新任	昭和56年4月 当社入社 平成22年7月 当社国際輸送事業部副部長 平成24年6月 当社国際輸送事業部長(現在)	18,000株
〔取締役候補者とした理由〕 国際輸送事業部門に加え、倉庫事業部門での経験も長く、現在は国際輸送事業部長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有し、当社取締役にあふさわしい優れた人格と高い識見を持つ人物であることから、取締役として適任と考えられるためであります。			
14	ふじくら まさお 藤倉正夫 (昭和34年3月20日生) 新任	昭和57年4月 当社入社 平成24年6月 当社国際業務室長 平成27年4月 当社大阪支店長(現在)	7,000株
〔取締役候補者とした理由〕 倉庫事業部門、国際輸送事業部門の経験が長く、現在は大阪支店長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有し、当社取締役にあふさわしい優れた人格と高い識見を持つ人物であることから、取締役として適任と考えられるためであります。			

- (注) 1 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
- 2 現に当社の取締役である候補者の当社における担当については、事業報告(11 頁から 12 頁)に記載のとおりであります。
- なお、楨原 稔、三木繁光及び宮原耕治の 3 氏は、現在当社の社外取締役であります。
- 3 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 楨原 稔、三木繁光及び宮原耕治の 3 氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。
- (2) 社外取締役候補者の兼務先における法令違反等の事実について
- ① 三木繁光氏
- ・三木繁光氏が社外監査役として在任していた三菱自動車工業株式会社において、平成 24 年 9 月に、P C B (ポリ塩化ビフェニル)が含まれる、あるいは含まれる可能性のある絶縁油を使用した機器を誤処分していた事実が判明しました。また、同氏が退任した後の平成 28 年 4 月以降に、同社製の自動車の型式認証取得に際して燃費を実際よりも良く見せるための不正な操作が行われていたこと及び走行抵抗の測定に際して国内法規で定められたものと異なる方法がとられていたこと等が判明しました。
 - 同氏は、いずれの事実についても事前には認識しておりませんでした。日頃から監査役会において法令遵守の視点に立ち注意を喚起しており、また在任中に判明した事実については徹底した調査及び再発防止を指示する等、その職責を果たしております。
 - ・三木繁光氏が社外取締役として在任している三菱電機株式会社において、防衛省、内閣衛星情報センター、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構及び総務省との契約に関して、費用の過大計上を行っていたことが判明し、平成 24 年 1 月から 3 月にかけて、同社はそれぞれから指名停止又は競争参加資格停止の処分を受けました。また、同社は、一部の自動車用部品の販売に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、平成 24 年 11 月に、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、平成 25 年 9 月に、米国司法省との間で罰金を支払うことを内容とする司法取引契約を締結し、平成 26 年 8 月に、中国国家発展改革委員会から課徴金納付命令を受け、平成 28 年 1 月に、欧州委員会から課徴金納付命令を受け、同年 2 月に、韓国公正取引委員会からは是正措置及び課徴金納付命令を受けました。
 - 同氏は、いずれの事実についても事前には認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち、注意喚起をしており、当該事実が明らかになった後は、取締役会等において、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策等について提言等を行っております。
- ② 宮原耕治氏
- ・宮原耕治氏が取締役として在任していた日本郵船株式会社において、自動車の海上運送業務に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、同社は、平成 26 年 3 月に、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、同年 12 月に、米国司法省との間で罰金を支払うこと等を内容とする司法取引契約を締結しました。また、平成 27 年 12 月に、同業務に関して中国国家発展改革委員会から同国独占禁止法に違反する行為があったとする決定を受けました。

- ・宮原耕治氏が取締役として在任していた日本貨物航空株式会社において、国際航空貨物運送業務に関して韓国公正取引法に違反する行為があったとして、同社は平成 22 年 11 月に、韓国公正取引委員会から課徴金納付命令を受け、日本発韓国向け関係は平成 26 年 5 月に、韓国発全世界向け関係は同年 9 月に、それぞれ同命令が確定しました。
- (3) 三木繁光氏は、当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社三菱東京UFJ銀行から特別顧問としての報酬を得ております。
- (4) 当社の社外取締役に就任してからの年数(本株主総会終結の時まで)
 榎原 稔氏 23 年 三木繁光氏 7 年 宮原耕治氏 2 年

第 3 号議案 監査役 2 名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役山田洋之助、原田俊教の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役 2 名の選任をお願いいたしたく、次の候補者を推薦いたします。なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 やま だ ようのすけ 山 田 洋之助 (昭和 34 年 5 月 2 日生)	平成元年 4 月 弁護士登録(第一東京弁護士会)長島・大野法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務所)入所 平成元年10月 山田法律事務所(現 山田・合谷・鈴木法律事務所)入所(現在) 平成16年 6 月 当社監査役(現在) 〔重要な兼職の状況〕 三洋貿易株式会社社外取締役 兼松株式会社社外監査役	1,050株
〔社外監査役候補者とした理由〕 長年の弁護士経験に基づく豊富な知識と高い識見を当社の監査に役立てるためであります。		
2 いま い ひろし 今 井 洋 (昭和 29 年 3 月 22 日生) 新任	昭和51年 4 月 当社入社 平成18年 6 月 当社港運事業部長 平成23年 6 月 当社福岡支店長 平成26年 6 月 富士物流株式会社常勤監査役(現在) 〔重要な兼職の状況〕 富士物流株式会社常勤監査役	10,000株
〔監査役候補者とした理由〕 港運事業部長、福岡支店長を歴任し、現在は富士物流株式会社の常勤監査役に就任しており、その経験と実績を当社の監査に役立てるためであります。		

- (注) 1 両候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2 山田洋之助氏は、現在当社の社外監査役であります。
3 山田洋之助氏は、社外監査役候補者であり、同氏に関する事項は、以下のとおりであります。
(1) 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
(2) 同氏は、会社の経営に関与したことがありませんが、上記の監査役候補者とした理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
(3) 当社の社外監査役に就任してからの年数(本株主総会終結の時まで) 12年

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役14名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与総額4,000万円(うち社外取締役3名に対して総額450万円)を支給いたしたく存じます。

以 上

インターネット等による議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、2 頁「4 議決権の行使について」及び以下の事項をご確認のうえ、平成 28 年 6 月 28 日(火曜日)午後 5 時までに行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evotef.jp/>)にアクセスし、実施して下さい。(ただし、毎日午前 2 時から午前 5 時まででは取扱を休止します。)

(注) 携帯電話、PDA、ゲーム機等による議決権行使はできません。

(2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxy サーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合があります。

(3) インターネットによる議決権行使は、平成 28 年 6 月 28 日(火曜日)の午後 5 時まで受付いたしますが、集計の都合上、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記 4. あてお問合せ下さい。

2. インターネットによる議決権の行使方法について

(1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

(2) 株主様以外の方による不正アクセス(いわゆる“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。

4. お問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

[メ モ 欄]

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

[メ モ 欄]

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

会場ご案内図

東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号 日本橋ダイヤビルディング 電話 (03)3278-6611



○最寄り駅

都営地下鉄 浅草線

東京メトロ 銀座線・東西線

東京メトロ 半蔵門線

J R

日本橋駅 (D 2 出口から徒歩約 3 分)

日本橋駅 (D 4 出口から徒歩約 4 分)

三越前駅 (B 6 出口から徒歩約 5 分)

東京駅 (八重洲中央口・日本橋口から徒歩約 15 分)

駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

